

すくすく泉いずみのおうち運営規程

制定日：平成 30 年 4 月 1 日

改訂：令和 3 年 4 月 1 日

改訂：令和 4 年 4 月 1 日

改訂：令和 6 年 4 月 1 日

平成 26 年 7 月 29 日適用する

(施設の名称)

第 1 条 特定非営利活動法人いずみの会が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地はつぎのとおりとする。

- (1) 名称 すくすく泉いずみのおうち
- (2) 事業の種類 小規模保育事業 (A 型)
- (3) 所在地 武蔵野市吉祥寺本町 3 丁目 27 番 17 号

(施設の目的)

第 2 条 すくすく泉いずみのおうち(以下「当園」という。)は、特定地域型保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する生後 57 日以降～2 歳児(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意志及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童風刺施設その他の学校又は保険医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、従業員の職種、員数及び職務内容を次のとおりとする。

(1)全体施設長 1人

全体施設長は、すくすく泉全体の事業の質の向上、従業員の資質の向上に取り組むとともに、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)保育施設長 1人

保育施設長は、当園の特定教育・保育の質の向上、従業員の資質の向上に取り組むとともに、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(3)主任保育士 1人

主任保育士は、保育施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。体制によって保育施設長が兼ねることがある。

(4)副主任保育士 1人

副主任保育士は、保育施設長及び主任保育士を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て活動および保育内容について他の職員を統括する。

(5)保育士

保育士は、全体的な計画及び指導計画の立案をし、その計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。また利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て活動および保育を行う。

(6)保育補助者

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(7)事務職員

事務職員は、当園の事務を行う。

(8)栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9)調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

- 2 当園は、前項の規定にかかわらず、次に挙げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 年始休日(1月2日及び1月3日)
 - (3) 年末休日(12月29日から12月31日)
 - (4) 土曜日
- 3 当園は、前2項の規定にかかわらず、特定地域型保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定地域型保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情がある時は、特定地域型保育の提供を行わないことがある。

(特定地域型保育の提供を行う時間等)

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後17時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

- 2 当園の開所時間は次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前7時30分から午後7時とする。
- 3 当園は、利用子どもがやむを得ない理由により、保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43条第項の規定により利用子どもの居住する市区町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43号4項の規定により、別表1に挙げる実費を徴収する。
- 3 当園は延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担額として別表2に挙げる費用を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

| 学年 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 2人 | 9人 | | 11人 |

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により、当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 利用子どもが3歳に達した3月末日で該当対象からはずれたとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他 利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定地域型保育事業の提供を行っている利用子どもに体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(個人情報の保護)

第14条 当園の職員は在職中及び退職後に渡り、業務上知り得た利用子ども又はその家族の個人情報を、正当な理由がなく外部に漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは特別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を含めた苦情解決の体制を整え、必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、苦情解決結果についてすくすく泉ホームページ上で、個人名を伏せて公開する。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に挙げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画の記録
- (2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第50条準用する第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(運営委員会)

第17条 当園はよりよい運営につなげることを目的として運営委員会を設置する。

- 2 運営委員の構成は、保育に関する学識経験者を有する者、保育サービス利用者を代表する者、保言うサービス提供者を代表する者とする。
- 3 運営委員の開催頻度は年度に1回から2回とする。ただし、2回以上の開催を妨げるものではない。

別表1 (特定地域型保育の提供に要する費用に係る利用者負担)

| 項目 | 内容 | 負担費用 |
|------------|----------------|---------|
| 布団カバー代 | 利用子どもが使用する物の実費 | 1000円前後 |
| 毛布カバー代 | 利用子どもが使用する物の実費 | 1000円前後 |
| 防水シート代 | 利用子どもが使用する物の実費 | 1000円前後 |
| オムツ・おしりふき代 | 希望する保護者対象の利用料 | 200円/1日 |
| 保護者会等の食事代 | 提供した食事の実費 | |

別表2 (利用子どもの短時間認定の時間外の延長保育に係る利用者負担)

| 項目 | 金額 |
|-------|----------|
| 延長保育料 | 200円/15分 |